

滋賀県立びわ湖こどもの国利用規約

第1 目的

滋賀県立びわ湖こどもの国（以下「こどもの国」という。）の利用については、滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例（以下「条例」という。）、滋賀県立びわ湖こどもの国管理規則（以下「規則」という。）および滋賀県立びわ湖こどもの国の施設使用に関する取扱い（以下「取扱い」という。）に定めるもののほか、この規約に定めるところによる。

第2 利用上の注意

こどもの国の施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1、 犬や猫、その他ペットを持ち込まないこと。
- 2、 バット、硬球ボール、自家用自転車、キックボード、ローラーブレード、スケートボードなどを持ち込まないこと。
- 3、 バーベキューは有料サイトにおいて利用すること。また、地面で直接火を起こしてはならない。
- 4、 ゴミは、各自持ち帰ること。
- 5、 敷地内全面禁煙とする。
- 6、 虹の家の宿泊室および研修施設で飲食しないこと。

第3 利用の制限

利用者が次に掲げる事項に該当する場合は、こどもの国の利用を制限する。また、万一、入場した場合でも利用を停止するものとする。

- 1、 法令、条例、規則、取扱いおよび本規約の規定に違反している場合（団体の場合はその構成員全員）
- 2、 暴力団およびその関係者
- 3、 こどもの国に対して、粗野もしくは乱暴な言動を用い、または迷惑を覚えさせるような方法で訪問もしくは電話をかける行為
- 4、 来園者に対して、粗野もしくは乱暴な言動を用い、または不安を覚えさせるような言動をすること。（入れ墨、タトゥーの露出を含む。）
- 5、 前回利用時に、法令、条例、規則、取扱いおよび本規約の規定に違反した者（団体の場合はその構成員全員）

付 則

この規約は、平成24年10月1日から施行する。

令和元年7月1日一部改訂